

情答申第 1 号  
平成 27 年 7 月 1 日

海津市議会  
議長 水谷 武博 様

海津市情報公開審査会  
会長 野瀬 徳之

### 公文書不開示決定処分に関する諮問について（答申）

平成 27 年 5 月 19 日付海市議第 20 号－2 で諮問のあった件について、審議の結果、下記のとおり答申します。

#### 記

#### 1 審査会の結論

本件不服申立てに係る、平成 27 年 5 月 14 日付け海市議第 12 号－2 により海津市議会（以下「実施機関」という。）が行った不存在を理由とした不開示決定は、妥当である。

#### 2 異議申立の経緯

- (1) 平成 27 年 5 月 1 日、不服申立人は、平成 27 年 5 月 24 日、25 日薩摩義士頌徳慰霊祭に係る受注型企画旅行見積書、旅行代金内訳表、旅行条件書及び日程表（以下「見積書等」という。）を海津市情報公開条例（平成 17 年条例第 10 号。以下「条例」という。）の規定に基づき公文書の開示請求を実施機関に行った。
- (2) 平成 27 年 5 月 14 日、実施機関は、請求対象の見積書等について、「公文書として保有していないため」を理由として、本件文書を不存在とし、不開示決定を不服申立人に通知した。
- (3) 平成 27 年 5 月 19 日、不服申立人は本件処分について、これを不服として実施機関に対して不服申立てを行ったことにより、同日実施機関は、当審査会に対し条例第 19 条に基づき諮問を行った。

### 3 不服申立人の不服申立ての趣旨及び理由

不服申立人は、次のように主張している。

開示請求を行った見積書等は、職員個人の便宜のためではなく議会議員が薩摩義士頌徳慰霊祭に参加するために仕事として旅行業者から取得した文書であり、議会議員に配付され組織的に用いられている共用文書であることから公文書として取り扱うべきである。

議会事務局に保存、管理された公文書を開示せず不存在とするのは不当であるので、開示を求める。

### 4 実施機関の不開示とした理由及び説明

実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

薩摩義士頌徳慰霊祭のための出張においては、地方自治法第100条第13項及び海津市議会会議規則第165条の規定により、平成27年第1回定例会において薩摩義士頌徳慰霊祭及び姉妹都市交流へ4名の議員派遣を決定し、平成27年5月24日から25日の2日間鹿児島県鹿児島市及び霧島市へ公務として出張した。

慰霊祭には、派遣が決定された議会議員4名（以下「議員」という。）と議会事務局職員（以下「実施機関の職員」という。）で出張することになり、航空機の予約については、議員から実施機関の職員が依頼を受け、旅行会社に依頼した。依頼した際に、旅行会社より見積書等の提出があったが、実施機関の職員は、旅費に関する条例及び施行規則に見積書等の文書保管業務の定めがないため、私文書として取扱った。

不服申立人は、私文書ではなく公文書であると主張しているが、平成27年2月5日付け海市議第256号一2及び平成27年3月27日付け情答申第2号にて決定のとおり見積書等は実施機関の職員が個人の職務の遂行の便宜のために利用した文書であって公文書の要件である条例第2条第2項の「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当しないので私文書として取扱った。よって公文書としては不存在である。

### 5 審査会の判断

#### (1) 本件事案の争点について

実施機関の職員が旅行業者より取得した見積書等を私文書であることを理由に公文書としては不存在であるとした。

①実施機関の職員が職務上取得した見積書等を私文書として取扱ったこと

②見積書等を議員に渡した後も引き続き私文書として取扱ったこと

以上の2点について、実施機関が行った決定の妥当性について判断する。

(2) 実施機関が行った決定の妥当性について

①実施機関の職員が職務上取得した見積書等を私文書として取扱ったことについて

平成27年3月27日付け情答申第2号にて答申したとおり、実施機関の職員が見積書等を私文書として取扱ったことについては、見積書等は、実施機関の職員が個人の職務の遂行の便宜のために利用した文書であって、公文書の要件である条例第2条第2項の「実施機関の職員が組織的に用いるもの」に該当しないので、私文書として取扱ったことは妥当である。

②見積書等を議員に渡した後も引き続き私文書として取り扱ったことについて

議員の費用弁償は、海津市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第4条の規定のとおり、海津市職員等の旅費に関する条例に倣うものであり、市職員と同様の手続きにより支給されることから、旅費の請求及び精算は議員本人が行うものと理解される。しかし、議員の出張の場合は、業務を円滑に遂行するため実施機関の職員がその手続き等を代行し、精算終了後に関係文書を議員各自に引き渡すのが通例になっている。

よって、不服申立人が開示を求めている文書は、議員に所属して議員が個別管理するものであり、公文書としては元々実施機関には存在しない。従って組織的に用いられている共用文書に該当しないので文書不存在による不開示決定は妥当である。

③事実確認について

当審査会は実施機関の職員から聴取により事実確認を行うとともに、公文書として保管してある簿冊を確認したが、見積書等は存在しなかった。

よって、実施機関が見積書等を私文書として取り扱い、公文書として不存在とした不開示決定は、妥当である。

以上のことから、当審査会は、実施機関の本件処分について、冒頭の「審査会の結論」のとおり判断した。

## 6 付帯意見

見積書等自体が議員に帰属するものであり、公文書としての不存在決定が、私文書としての開示を妨げるものではない。その文書の開示は、あくまで議員各自の判断に委ねられる性質のものであると解する。

実施機関においては、海津市情報公開条例第1条及び第32条の趣旨に鑑み、市民への説明責任や市政の透明性の確保のため、積極的に情報提供されることが望ましい。

## 7 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成27年5月19日	実施機関からの諮問
6月 1日	審議
6月10日	審議
7月 1日	答申書審議・結審